

行政処分（東京営業所）の公表について

当社は羽田営業所において、令和5年12月6日及び令和5年12月7日、定期的な監査を実施されました。この結果、事業停止処分の命令を受けました。処分の内容は次のとおりです。

お客様並びに関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、処分を厳粛に受け止め、再発防止に取り組めます。

記

- 1、行政処分日 令和7年1月21日
- 2、対象営業所 羽田空港交通株式会社 東京営業所
- 3、処分内容 事業の停止 14日間
(事業停止期間:令和7年1月30日～令和7年2月12日)

1 監査で受けた指摘事項

- (1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
- (2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則
(以下「運輸規則」)第21条第1項)
- (3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)
- (4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
- (5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
- (6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
- (7)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)

2 改善処置

- (1)運賃料金は令和6年1月から変更し、以降違反は全てございません。
- (2)勤務時間を見直し、基準公示に全て体制を変更しました。
- (3)点呼の実施、記載漏れがないよう管理体制を整えました。
- (4)運転者に対する指導教育に漏れがないよう管理体制を整えました。
- (5)高齢運転者に対する指導漏れがないよう管理体制を整えました。
- (6)高齢運転者に対する適性診断漏れがないよう管理体制を整えました。
- (7)定期点検整備の計画ずれが生じないように、管理体制を整えました。

行政処分（羽田営業所）の公表について

当社は羽田営業所において、令和3年7月5日及び同年8月17日及び同年9月7日に、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の監査が行われました。この結果、関東運輸局から同法第40条に基づき事業用自動車の使用停止処分の命令を受けました。処分の内容は次のとおりです。

お客様並びに関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、処分を厳粛に受け止め、再発防止に取り組めます。

記

- 1、行政処分日 令和6年3月5日
- 2、対象営業所 羽田空港交通株式会社 羽田営業所
- 3、処分内容 輸送施設の使用停止 280日車
(令和6年3月12日から貸切バス 14両 20日間使用停止)

1 監査で受けた指摘事項

- (1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)
- (2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)
- (3)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)
- (4)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)
- (5)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)
- (6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
- (7)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
- (8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
- (9)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
- (10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
- (11)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条)
- (12)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)
- (13)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)

2 改善処置

- (1)運賃料金変更事前届出違反：すべて法令運賃以内に変更しております。
- (2)事業計画の変更認可違反：すべて車両を移動し改善しております。
- (3)事業計画の事前変更届出違反：すべての車両改善済。
- (4)乗務時間等告示の遵守違反：管理シートを作成し時間管理を徹底しております。
- (5)疾病のおそれのある乗務：受診者管理を担当と監査担当でダブルチェックしております。
- (6)点呼の実施等義務違反：点呼簿の記録漏れを当日と翌日に確認しております。
- (7)乗務等の記録の記録事項の不備：帰庫点呼時に日報記載事項の確認をしております。
- (8)運行記録計による記録義務違反：毎日記録を印刷し確認しております。
- (9)運転者に対する指導監督等義務違反：乗務員教育実施状況を毎月末に確認し、当月中に全員行うようにしております。
- (10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反：受診者管理を担当と監査担当でダブルチェックしております。
- (11)点検整備関係義務違反：監査担当が毎月定期点検予定と点検後記録簿を確認し確実に実施。
- (12)整備管理者解任の未届出：解任後はすぐに届出をしております。
- (13)運行管理補助者の届出義務違反：選任後すぐに届出をしております。

行政処分（木更津営業所）の公表について

当社は木更津営業所において、令和3年7月5日及び同年8月17日及び同年9月7日に、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の監査が行われました。この結果、関東運輸局から同法第40条に基づき事業用自動車の使用停止処分の命令を受けました。処分の内容は次のとおりです。

お客様並びに関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに法令順守の徹底を図ってまいります。

記

- 1、行政処分日 令和6年1月16日
- 2、対象営業所 羽田空港交通株式会社 木更津営業所
- 3、処分内容 輸送施設の使用停止 220日車
(令和6年2月1日から貸切バス 4両 13日間使用停止)
(令和6年2月1日から貸切バス) 12両 14日間使用停止)

1 監査で受けた指摘事項

- (1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)
- (2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)
- (3)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)
- (4)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)
- (5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
- (6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
- (7)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)
- (8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
- (9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
- (10)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
- (11)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)

2 改善処置

- (1) 運賃料金変更事前届出違反：すべて法令運賃以内に変更しております。
- (2) 事業計画の変更認可違反：すべて車両を移動し改善しております。
- (3) 事業計画の事前変更届出違反：すべての車両改善済。
- (4) 疾病のおそれのある乗務：受診者管理を担当と監査担当でダブルチェックしております。
- (5) 点呼の記録義務違反：点呼簿の記録漏れを当日と翌日に確認しております。
- (6) 運行記録計による記録義務違反：毎日記録を印刷し確認しております。
- (7) 乗務員台帳の記載事項等の不備：定期的に内部監査を行い確認しております。
- (8) 運転者に対する指導監督等義務違反：乗務員教育実施状況を毎月末に確認し、当月中に全員行うようにしております。
- (9) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反：受診者管理を担当と監査担当でダブルチェックしております。
- (10) 運行管理補助者の届出義務違反：選任後すぐに届出をしております。
- (11) 書類の適切管理義務違反：書類は各営業所で適切に保管しております。